



Title	西ドイツ1971年農業センサス分析(1)：新しい経営分類と階層区分
Author(s)	村田, 武
Citation	大阪外国語大学学報. 1975, 34, p. 77-94
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/80559">https://hdl.handle.net/11094/80559</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 西ドイツ1971年農業センサス分析（1）

—新しい経営分類と階層区分—

村 田 武

## Analyse der Landwirtschaftszählung 1971 in der BRD (1)

—Neue Klassifizierung und Größeneinteilung der Betriebe—

Takeshi MURATA

1971 führte das Bundesministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Forsten (BML) die Landwirtschaftszählung durch. Die Ergebnisse der Landwirtschaftszählung 1971 sind sehr ergiebig für eine Untersuchung der modernen Agrarstruktur der BRD.

Die Methode der Landwirtschaftszählung 1971 hat zwei charakteristische Merkmale. Erstens : Statt der Abgrenzungskriterien der Bodennutzungssysteme, d. h. des Verhältnisses des Anbaus zur landwirtschaftlichen Nutzfläche, ist der Stufenbau der Betriebssystematik nach der Struktur des Standarddeckungsbeitrages eines Betriebes als eine Methode der Betriebsklassifizierung aufgenommen.

Zweitens : Als wichtige Methode wurde die Größeneinteilung der Betriebe nach Einkommensgröße (Betriebseinkommen) zusammen mit der bisher angewendeten Größeneinteilung nach Größenklassen der landwirtschaftlichen Nutzfläche eingeführt. Diese beiden Merkmale werden in dieser Abhandlung ausführlich erklärt und analysiert.

### はじめに

西ドイツ連邦食糧農林省は1971年に農業センサス (Landwirtschaftszählung 1971) をおこなった。1949, 60年について戦後では第3回目の農業センサスである。この間、1955年農業法の成立にともなう農業簿記調査 (Landwirtschaftliche Buchführung) が毎年おこなわれ、1966/67年にはE E C農業構造調査 (EWG-Agrarstrukturerhebung) がおこなわれている。前者は約8,000経営 (全経営の0.5%), 後者は約20%の抽出調査であった。西ドイツにおいても、60年代の農業構造の変動は激しいものがあり、その全貌を把握するために、悉皆調査である農業センサス結果の発表が待たれていた。

最近ようやく開始されたセンサス結果の公表を契機に、西ドイツにおける農民層分解の総体的

分析が前進するであろう。

ところで、1971年農業センサス結果の集計においては、従来みられなかった方法が導入されている。すなわち、(1)経営分類方式として、従来の土地利用方式 (Bodenutzungssystem) にかえて、生産部門別分類ともいべき方法が採用されており、(2)階層区分方法として従来の農用地面積規模別区分 (Größenklassen der landwirtschaftlichen Nutzfläche) とともに「所得規模」別区分が導入されている。

本稿の課題を、うえのような1971年農業センサス結果集計方法を検討することにおきたい。まず、今次センサスの全体像を概観しておこう。

## I 1971年農業センサスの全体像

### 1. 広範な総合調査としての農業センサス

1971年農業センサスは同年5月に施行された基本調査 (Grunderhebung) を中心にして、(A)主調査 (Haupterhebung), (B)特別調査 (Sondererhebung), (C)事後調査 (Nacherhebung) にわたるきわめて広範なものである。それについて調査名称・時期・対象・調査項目をしめすと第1表のとおりである。

(A)主調査では、まず基本調査として全経営を対象に、経営の法形式 (Rechtsform)・土地利用・家畜保有数・土地所有 (自小作) 関係 (Besitzverhältnisse) が調査される。次いでこれをもとに、全調査 (Vollerhebung) という名称で、時期をずらせて悉皆で、収入源泉、簿記、経営主・家族員の就業状態、恒常的雇用労働力数、機械利用、経営間協業、借地関係などの諸項目が調査されている。さらに補足調査 (Zusatzbefragung) として、完全借地経営調査 (約42,000戸対象)、契約栽培経営調査 (約58,000戸対象) が実施されている。これらは西ドイツ農業の資本主義的構造の特質を明らかにするうえで基本資料を提供するものであろう。また、これらとは別個に2系列の抽出調査 (repräsentative Erhebung) がおこなわれている。第1は農業経営抽出調査で抽出率20%，約23万経営、第2は林業経営抽出調査で、抽出率は1ha以上の林地をもつ経営の20%，約7.8万経営を対象にするものである。投資額、農林産物販売額など悉皆調査ではカバーできない項目が調査されている。

(B)特別調査は共同経営や農業機械賃貸企業を対象とする。共同経営調査 (Erhebung über Gemeinschaftsbetriebe)、農業経営協同体調査 (Erhebung über Gemeinschaften landwirtschaftlicher Betriebe)、農業生産者協同体調査 (Erhebung über landwirtschaftliche Erzeugergemeinschaften)、林業連合体調査 (Erhebung über forstliche Zusammenschlüsse)、農業機械賃貸企業調査 (Erhebung über landwirtschaftliche Lohnmaschinen gewerblichen Unternehmen) などである。共同経営、協同体等の区別については、調査結果が未公表のため判然と

第1表 1971年農業センサスの全体像

調査名		調査時期	対象経営数 (概数)	調査対象の限定	調査項目
(A) 主 調 査	(1)基本調査	1971.5	1,250,000	農用地・林地・漁業用水面のいずれかが1ha以上および「例外規定」(本文注)	法形式、土地利用、家畜保有、土地所有(自小作)
	(2)全調査		1,250,000	同上	収入源泉、簿記、経営主の避難民別、樹種別林野面積、経営主・家族員の就業状態、恒常的雇用労働力数、機械利用、経営間協業、借地
	(3)完全借地経営補足調査	1972.3	42,000	同上(ただし完全借地経営)	借地経営の法形式、借地期間、年借地、確実に継承されている有生・無生資産
	(4)契約栽培経営補足調査		58,000	同上(ただし契約的結合に加入している経営)	契約的結合の様式(作付面積、供給量、価格)生産手段の引取義務との結合
	(5)農業経営抽出調査		230,000	農用地1ha以上経営および「例外規定」(本文注)	経営主・家族員の社会保障(年金など)、経営外所得、専門的準備教育、建物投資、建築技術関係、完全収穫機械保有、臨時雇用時間数、販売規模
	(6)林業経営抽出調査	1972.4~6	78,000	林地1ha以上経営	労働力、機械施設、木材伐採量・販売量、林地利用制限
(B) 特別調査	(1)共同経営調査	1972.1~4	調査時は不明		連合体・結合経営の特徴をしめす指標、参加者の結合形態、活動様式・範囲、参与・販売状況、経営管理(金融)
	(2)農業経営協同体調査				
	(3)農業生産者協同体調査				
	(4)林業連合体調査				
	(5)農業機械賃貸企業調査	1972.1	7,500	営業用に農業機械を保有している企業	経営の特徴をしめす指標、賃貸のために保有されている機械台数
(C) 事後調査	(1)内水面漁業調査	1972.6	5,300	内水面漁業を経営する全経営	内水面漁業経営の特徴をしめす指標
	(2)園芸調査	1972.12~73.1	162,000	市場むけ園芸作物を園地10ha以上もしくは施設園芸(10ha未満ふくむ)で生産する経営	土地所有(自小作)、簿記、収入源泉、土地利用、労働力など
	(3)集約果実経営補足調査		83,000	集約果実経営	集約果実経営の特徴をしめす指標
	(4)ブドウ経営調査		123,000	10a以上ブドウ作付経営および販売用にブドウを生産する全経営	土地所有(自小作)、収入源泉、ブドウ作付地管理、労働力など
	(5)ブドウ協同組合、ブドウ酒醸造所をもつ生産者協同体と結合経営補足調査	1972.12~73.2	500	調査名にかけられた経営	収穫物の利用、販売仕向先など

(出所) Wirtschaft und Statistik 1971. 5, S. 278.

しない。農業機械賃貸企業については、はじめての調査であり、機械賃貸形態での資本による農民経営の直接的掌握の実態、さらにはマシーネン・リンクなど機械の共同利用との関連が明らかにされている。

(C)事後調査は特殊的な経営部門を対象としており 内水面漁業調査(Binnenfischereierhebung), 園芸調査 (Gartenbauertuerhebung), 集約果実経営補足調査 (Zusatzbefragung im Intensivobstbau), ブドウ経営調査 (Weinbauerhebung) などである。

## 2. 調査対象経営の限界

農業センサスの中核をなす「基本調査」は、農林漁業経営——ただし漁業については内水面漁業に限定——のうち調査対象を確定すること、いいかえればセンサス統計上の経営数を確定することを第1の任務としている。前掲第1表にしめした諸調査のうち、(B)特別調査、および(C)事後調査のうち(5)ブドウ協同組合等補足調査をのぞくすべての調査は、この基本調査で確定された経営を対象とするものである。

1971年農業センサス「基本調査」は調査対象経営を以下のように限定している。

(1)農用地(作付地)、または林地、または漁業用水面 (landwirtschaftlich, forstwirtschaftlich, fischwirtschaftlich genutzte Fläche) のいずれかが 1 ha 以上の経営。および、(2)農用地(作付地) 1 ha 未満経営のうち生産額(自家消費分をふくむ)が年間4,000マルク以上の経営。<sup>1)</sup> 後者はいわば例外規定経営である。ところで、このような調査対象の限定は、1966/67年 EEC農業構造調査いらい利用されている。これは EC 共通農業政策、なかんずく共通農業構造政策の進展とかかわっており、加盟国の農業経営に関する統一的資料の獲得がめざされているといえよう。

1960年農業センサスにおける調査対象の限定は以下のとおりであった。すなわち、(1)悉皆調査の対象は経営(総)面積 (Betriebs-(Gesamt-)fläche) 2 ha 以上の経営、(2)別に抽出調査の対象として経営面積 0.5-2 ha の経営。

1966/67年 EEC 農業構造調査いらいの農用地(作付地) (landwirtschaftlich genutzte Fläche, LF) は、1960年センサスでの経営面積、さらに従来、農業経営階層区分の指標として利用されてきた農用地 (landwirtschaftliche Nutzfläche, LN) ともその概念をことにしていている。経営面積の新しい利用形態別土地構成は第2表のとおりである。農用地 (LN) には従来、利用されていない耕地・永年放牧地・樹園地・ブドウ園などもふくまれていたのであるが、これらを農用地(作付地, LF) から除外し、農用地(非作付地)として別個に区分した。このような統計処理上の変更は、近年の社会的休閑 (Sozialbrache) すなわち耕作放棄の増加を反映したものであるとされている。<sup>2)</sup>

農用地概念がうえのように変更されたことは、西ドイツ農業経営数について、1960, 70年両農業センサスは厳密には連續性を失なったことを意味する。とくにこれは零細規模層においてみられることがあるが、1960年農業センサス結果での農用地 (LN) 2 ha 未満経営 46,3万経営の、71

第2表 経営面積の利用形態別構成

農用地(作付地) (LF)	(1)耕地 Ackerland (2)永年放牧地 Dauergrünland (3)その他農用作付地	採草地・放牧地(利用されているもの) 菜園, 樹園地, 樹苗園, ブドウ園 コリヤナギ・ボプラ園, クリスマス・ツリー園
その他	(4)農用地(非作付地) nicht mehr genutzte landw. Fläche (5)荒蕪地・未開発沼澤地 Öd- und Unland, Moor (6)林地 Wald (7)湖沼 Gewässer (8)その他	社会的経済的等の理由で利用されていない土地 (Sozialbrache)
合計	経営面積 Betriebsfläche	宅地, 屋敷地, 道路敷地, 花園, 庭園

(出所) *Statistisches Jahrbuch über Ernährung Landwirtschaft und Forsten* 1973, S. 67.

年農業センサス結果での農用地(作付地, LF) 2 ha 未満経営28,2万経営への減少18,1万経営には、農用地概念の変更によって調査対象外となった経営がふくまれている。<sup>3)</sup>

## II 新しい経営分類と階層区分方法

### 1. 土地利用方式経営分類から「生産部門」別分類へ

1949, 60年農業センサス、さらには農業簿記調査においても、農業経営はその農用地にしめる作物の栽培面積比率による、いわゆる土地利用方式によって分類されてきた。第3表がこれをしめしている。

この土地利用方式による経営分類は、熊代幸雄教授がつとに指摘されているように、「市場経済の発展した、ほぼ同一の技術段階の農業地域にあって、農業経営の商品生産的機能の分化を区分する方式として意義がある。」<sup>4)</sup> また、「作付割合での首位・副位が作目での生産方向として量的に捉えられ、経営の商品生産方向を產品別に捉えうる区分」<sup>5)</sup> として、有効性をもっていたといえるであろう。畜産部門が経営分類の直接の指標とならず、飼料作物の作付比率から間接的に把握されるにとどまっていたことも欠陥にはちがいないが、畜産部門が経営内生産物を飼料として自給できていたかぎりでそれなりに容認できることであった。ところが、畜産——とくに養豚・養鶏部門——が、基本的に購入飼料によって経営される傾向を強めるにいたって、土地利用方式分類は、農業経営類型を適格に把握するには不十分な分類方式となったといわねばならない。<sup>6)</sup>

今次センサスでは、土地利用方式分類にかえて、収益額の比率でみた生産部門分類というべき

第3表 農業経営の土地利用方式分類

土地利用方式	農用地(LN) 作付比率(%)			
	特殊作物 <sup>1)</sup>	深耕作物(根菜など) <sup>2)</sup>	穀物 <sup>3)</sup>	飼料 <sup>4)</sup>
I 特殊作物経営	10以上	—	—	—
II 根菜経営群				
甜菜主作経営 <sup>5)</sup>	—	25以上	—	—
馬鈴薯主作経営 <sup>6)</sup>	—	20～25	20以上	0～50
根菜混作経営 <sup>7)</sup>	—	15～20	20以上	0～50
根菜・穀物経営I (根菜比率の高いもの)	—	15～25	0～30	50以上
III 穀物経営群	0～10	0～50	50以上	0～40
穀物主作経営	—	10～15	30以上	0～60
穀物・根菜経営	—	0～10	30～60	40～70
IV 飼料経営群				
飼料主作経営I	—	0～15	0～30	60～80
飼料主作経営II	—	0～15	0～20	80以上
V その他経営				
混合経営(根菜・穀物・飼料混作)	—	10～15	20～30	40～60
その他経営	—	うえの作付比率にあてはまらない経営		

- (注) 1) 果樹園、樹苗、ブドウ栽培地、ホップ、タバコ、薬用植物、香辛料植物  
 2) 馬鈴薯、甜菜、その他飼料根菜、根菜採種、飼料キャベツ類、野菜、野菜採種、その他園芸作物  
 3) 穀物類すべて、トウモロコシ  
 4) 刈取用・放牧用牧草、クローバー等綠肥類  
 5) 甜菜作付が根菜類の50%以上経営(ただし甜菜作付が農用地の15%以上)  
 6) 馬鈴薯作付が根菜類の50%以上経営(ただし馬鈴薯作付が農用地の15%以上)  
 7) 根菜作付が農用地の25%以上をしめるが、1種の作付が顕著でない経営

(出所) Statistisches Jahrbuch über Ernährung Landwirtschaft und Forsten, 1972, S. 25

方式が導入されることとなった。

この新しい経営分類方式を検討しよう。

## 2. 生産部門別分類の指標

生産部門の比重を個々の経営について判別する指標は、「標準費用補償額」(Standarddeckungsbeitrag)<sup>7)</sup>とよばれているものである。

「標準費用補償額」は粗産出額(Bruttoleistung)から変動費(variable Kosten)を控除した差額である。

### 1) 粗産生額の推計

農業センサスの調査票そのものでは、耕地・園地での作物別作付面積、樹園地・永年採草地の面積、畜産では畜種別家畜頭数が調査されるにすぎない。この調査数値をもとに、作物については〈作付面積×ヘクタール当たり生産量×生産者価格〉、畜産については〈家畜保有数×1頭当たり生産量×生産者価格〉によって粗産出額が算出される。作物のヘクタール当たり生産量、生産者価格、畜産の1頭当たり生産量、生産者価格はいずれも農業簿記調査結果資料が推計の基礎数値として援用されている。個々の作物・畜産物の生産量・販売額を記帳している経営は少ない。産出額を得るために、農業簿記調査結果によらざるをえないわけである。

ところで、生産量、価格についてはいまでもなく経営間・地域間格差がどの作物・畜産物についても存在するし、年次別変化も見逃せない。この問題の処理は次のようになされている。

作物は、1967、68、69年の3カ年の1ha当たり平均生産量によって、西ドイツ全国にわたって「平均以下」・「平均」・「平均以上」の3段階の地域格差を推計に組みこむ。地域区分は行政区画である郡(Kreis)単位になされている。<sup>8)</sup> 牛乳は、1970年の乳牛1頭当たり平均搾乳量によって、牛乳をのぞく畜産物は1967/68～69/70年の1kg当たり平均生産者価格によって同様な3段階地域区分がなされる。<sup>9) 10)</sup> 推計簡略化のためと考えられるが、作物および牛乳の生産者価格(1kg当たり)は全国均等、他方で牛乳をのぞく畜産物の生産量(1頭当たり)も全国均等と前提されている。

すなわち、粗産出額を構成する生産量、生産者価格の経営間・地域間格差のうち、地域間格差の考慮——ただし、それも郡単位に全国を3段階に区分する方法で——にとどまっている。土地条件、市場条件、経営規模、資本投下量の差にもとづく経営間格差は統計処理上、無視されていることに注意を要するわけである。

### 2) 変動費を構成する費目

変動費を構成する費目は次のとおりである。

作物……①種子、②購入肥料<sup>11)</sup>、③農薬など植物保護費、④変動機械費<sup>12)</sup>、⑤その他変動費。その他変動費では、穀物の場合、雹害保険が70%をしめ、トウモロコシでは乾燥費、野菜では包装・販売費が主である。

畜産物……①素畜補充費、②濃厚飼料<sup>13)</sup>、③粗飼料、④獣医費、⑤変動機械費、⑥その他変動費。

その他変動費は、人工授精費、家畜保険など。

「標準費用補償額」は、以上のように、粗産出額から直接物財費を典型とする変動費を控除したものであり、農業用建物・機械の減価償却費など個々の作物・畜種に費用を分割できない固定費・共通費は控除の対象とされていない。

ここで、いくつかの作物・畜種について、「標準費用補償額」算出の実際をみると第4表のとおりである。現実には1971/72年度の生産量がほとんどの作物・搾乳量・採卵量において、計算の基礎となった1967～69年の3カ年平均生産量よりも高水準であったこと、また生産者価格につ

第4表 「標準費用補償額」算出の例 (1) 作物

	生産者価格 マルク/100kg		生産量 100kg/ha	粗産出額	変動費	標準費用補償額
				マルク/ha		
冬 小 麦	39.40	平均以下	36	1,418	450	968
		平 均	42	1,655	510	1,145
		平均以上	48	1,891	570	1,321
甜 菜	7.70	平均以下	389	2,995	950	2,045
		平 均	458	3,527	1,020	2,507
		平均以上	527	4,058	1,090	2,968
馬 鈴 薯	13.00	平均以下	248	3,224	1,270	1,954
		平 均	292	3,796	1,330	2,466
		平均以上	336	4,368	1,390	2,978

## (2) 畜産物

	生産量 kg, 個/1頭・羽		生産者価格 マルク/kg・個	粗産出額	変動費	標準費用 補償額
				マルク/1頭・羽		
乳牛 (搾乳中のもの)	仔牛 40+牛乳3,200 kg kg	平均以下	仔牛 牛乳 3.29, 0.43	15,08	640	868
		平 均	仔牛 牛乳 3.50, 0.43	1,774	770	1,004
		平均以上	仔牛 牛乳 3.71, 0.43	1,954	880	1,074
肉牛 (雄1~2年)	280 kg	平均以下	2.73	764	380	384
		平 均	2.90	812	380	432
		平均以上	3.07	860	380	480
肉豚	209 kg	平均以下	2.35	491	400	91
		平 均	2.50	522	400	122
		平均以上	2.65	554	400	154
採卵鶏	肉 0.7kg 卵 230個	平均以下	肉2.21, 卵0.14	34	30	4
		平 均	肉2.35, 卵0.17	41	31	10
		平均以上	肉2.49, 卵0.19	45	32	13
プロイラー	6.5 kg	平均以下	1.88	12	11	1
		平 均	2.00	13	12	1
		平均以上	2.12	14	13	1

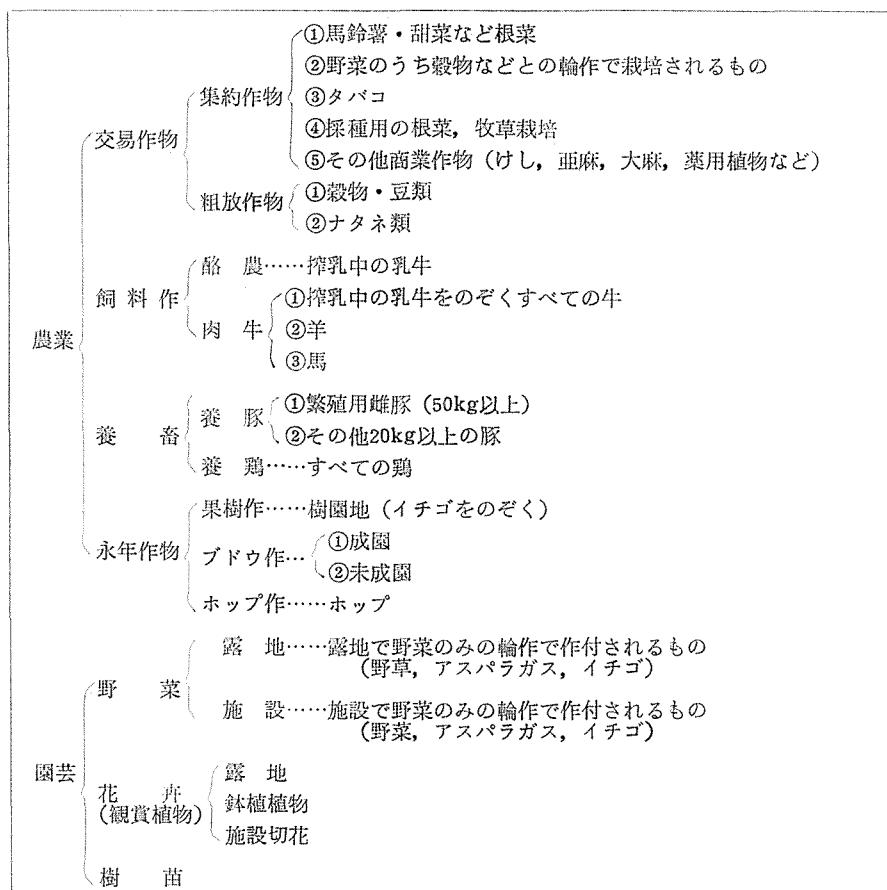
(出所) *Landwirtschaftszählung 1971*, Heft 5, S. 32-33.

いては 1971/72 年度の価格水準が 1967~69 年の平均生産者価格より、作物ではわずかに、畜産物では大きく上まわったこと、さらに費用は実際より高く評価されがちであったこと等々の理由によって、1971 年センサス結果での「標準費用補償額」は低く見積られているといわねばならない<sup>14)</sup>。

### 3. 新しい経営分類

「標準費用補償額」は個々の作物・畜種について算出され、次いでこれらの作物・畜種がグループ化され、経営分類の指標とされる方法がとられている。

第 1 図 経営分類のための作目グルーピング



(出所) *Landwirtschaftszählung 1971, Heft 5, S. 14* 参照

新分類での作目グルーピングは第 1 図のとおりである。これを従来の土地利用方式分類における作目区分と比較しながら特徴づけよう。（前掲第 3 表（注）を参照）

(1) 土地利用方式分類で「特殊作物」とされていた果樹・樹苗・ブドウ・ホップ・タバコ・薬用植物・香辛料植物のうち、果樹・ブドウ・ホップは永年作物 (Dauerkulturen) 部門に編入される。

(2) 土地利用方式分類での「深耕作物」のうち、バレイショや甜菜などの根菜類は新分類では、集約作物 (Intensivfrüchte) として粗放作物（後述）とともに交易作物 (Marktfrucht) 部門を構成する。なお、前項の「特殊作物」のうち、タバコ・薬用植物・香辛料植物も新分類では集約作物に編入される。他方で、従来、「深耕作物」にふくまれていた野菜類は、その作付方式によって①集約作物に編入されるもの、②本来の農業部門とは別個の園芸 (Gartenbau) に編入されるものとの2区分がなされている<sup>15)</sup>。前者は野菜以外の作物（穀物やバレイショなど）との輪作で栽培されるもの、後者は野菜専作のばあいである。

(3) 土地利用方式分類での「穀物」 (トウモロコシをふくむ) は、新分類では粗放作物 (Extensivfrüchte) とされる。粗放作物には穀物以外に豆類、ナタネ類がふくまれる。この粗放作物と前項の集約作物の両群が、直接市場にむけられる作物としての交易作物部門に大きく統括されるわけである。

(4) 土地利用方式分類での「飼料」作付比率にもとづく飼料経営の析出は、新分類では最も大きな変更がなされた。新分類では「標準費用補償額」が直接分類指標とされるから、畜産の4大部門(酪農・肉牛・養豚・養鶏)が区分されうる。しかも、経営内飼料に依拠する酪農・肉牛部門と購入飼料依存の養豚・養鶏部門が区分され、前者は飼料作(Futterbau)、後者は養畜(Veredlung)部門として大区分される。

以上の作目グルーピングを前提に、作物・畜種別「標準費用補償額」比率にもとづいて新しい経営分類がおこなわれる。第5表はこれをしめしている。

新経営分類は「階層的段階構造」 (hierarchische Stufenbau) として体系づけられているので、これにそってみることにする。（第2図）

まず「標準費用補償額」で直接評価することが無意味であるか、重要ではない作物・畜種の生産が中心である経営は、「分類不能経営」として以下の分類から除外されている。たとえば作物のうち、飼料用甜菜・キャベツ、牧草などは家畜の「標準費用補償額」によって、畜産物のうち仔豚は母豚の「標準費用補償額」によって間接的に評価されざるをえない。また役馬の労働を評価することはこの方式では重要ではないとされている。

第1段階（経営領域 Betriebsbereiche）——農業、園芸、林業の大区分。

いづれかの領域の「標準費用補償額」が総額の75%以上である場合はこれら農業、園芸、林業に区分されるが、50~75%の場合は「結合経営」 (Kombinationsbetriebe)、さらに50%にも満たない場合には「結合複合経営」 (Kombinierte Verbundbetriebe) として別個にとりだされる。

第2段階（経営形態 Betriebsformen）——農業、園芸はそれぞれ「経営形態」に区分される<sup>16)</sup>。区分基準は各部門の「標準費用補償額」比率50%。50%に満たない場合には混合経営 (Gemischt-betriebe) のあつかいをうける。

第3段階（経営様式 Betriebsarten）——経営形態は専門経営と複合経営の区分をうける。経営形態を確定した「標準費用補償額」比率が75%以上の経営を専門経営 (Spezialbetriebe)、50~

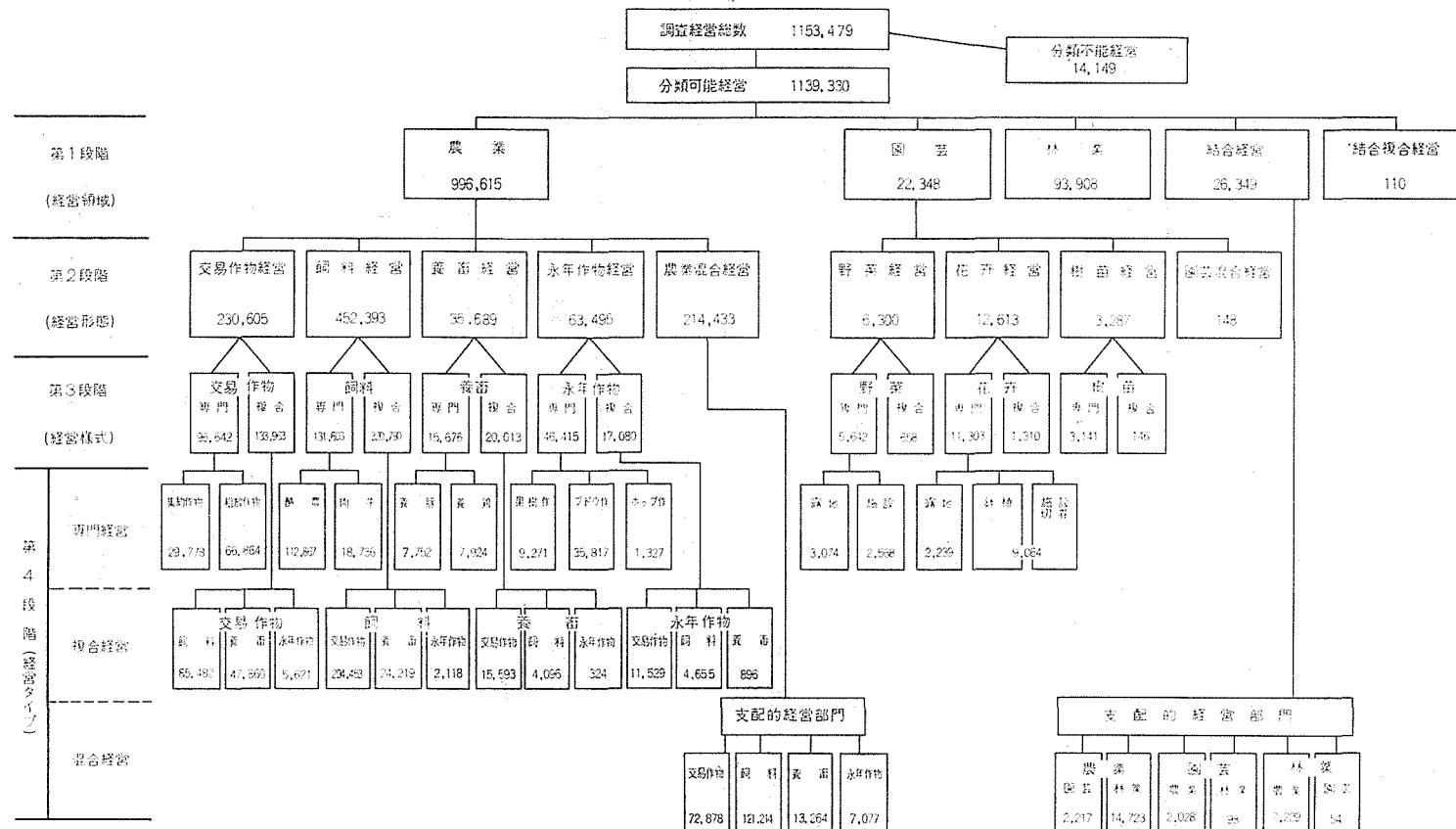
第5表 新経営分類の基準 (1971年農業センサス)

		「標準費用補償額」(Standarddeckungsbeitrag) の比率 (%)			
I 農業		交易作物 $\leq 50$	.	.	.
1. 交易作物經營		交易作物 $\geq 75$	.	.	.
交易作物専門經營					
(1)集約作物經營					
(2)粗放作物經營					
交易作物複合經營					
(3)交易作物・飼料經營					
(4)交易作物・養畜經營					
(5)交易作物・永年作物經營					
2. 飼料經營		飼料 $\leq 50$	.	.	.
飼料専門經營		飼料 $\geq 75$	.	.	.
(1)酪農經營					
(2)肉牛經營					
飼料複合經營					
(3)飼料・交易作物經營					
(4)飼料・養畜經營					
(5)飼料・永年作物經營					
3. 養畜經營		養畜 $\geq 50$	.	.	.
養畜専門經營					
(1)養豚經營	農業 $\geq 75$	養畜 $\geq 75$	.	.	.
(2)養鶏經營					
養畜複合經營					
(3)養畜・交易作物經營					
(4)養畜・飼料經營					
(5)養畜・永年作物經營					
4. 永年作物經營		永年作物 $\geq 50$	.	.	.
永年作物専門經營		永年作物 $\geq 75$	.	.	.
(1)果樹作經營					
(2)ブドウ作經營					
(3)ホップ作經營					
永年作物複合經營					
(4)永年作物・交易作物經營					
(5)永年作物・飼料經營					
(6)永年作物・養畜經營					

5. 農業混合經營 (1)交易作物混合經營 (2)飼料混合經營 (3)養畜混合經營 (4)永年作物混合經營		交易作物・飼料・養畜・ 永年作物いずれも<50	飼料≤交易作物≤養畜, 交易作物≥永年作物 交易作物<飼料≤養畜, 飼料≥永年作物 交易作物<養畜>飼料, 養畜≥永年作物 交易作物<永年作物>飼料, 永年作物>養畜		
II 園芸					
1. 野菜經營 野菜専門經營 (1)露地野菜經營 (2)施設野菜經營 野菜複合經營		野菜≥50 野菜≥75 50>野菜<75		露地>施設	露地
2. 花卉經營 花卉専門經營 (1)露地花卉經營 (2)鉢植植物經營 (3)施設切花經營 花卉複合經營	園芸≥75	花卉≥50 花卉≥75 50≤花卉<75		鉢植≤露地<施設切花 露地<鉢植≤施設切花 露地<施設切花>鉢植	
3. 樹苗經營 樹苗専門經營 樹苗複合經營		樹苗≥50 樹苗≥75 50≤樹苗<75			
4. 園芸混合經營		野菜・花卉・樹苗 いずれも<50			
III 林業	林業≥75				
IV 結合經營	農業・園芸・林業 いずれも<75			園林農林農園	業芸業業業
1. 農業一園芸 農業一林業	50≤農業<75			林園	農園
2. 園芸一農業 園芸一林業	50≤園芸<75			農業	園農
3. 林業一農業 林業一園芸	50≤林業<75			農園	園芸
V 結合複合經營	農業・園芸・林業 いずれも<50				

(出所) Statistisches Jahrbuch über Ernährung Landwirtschaft und Forsten 1973, S. 24, 25.

第2図 新経営分類の段階構造（1971年農業センサス）



(注) 数値は経営数をしめす

(出所) *Landwirtschaftszählung 1971*, Heft 5, S. 12.

75%の経営を複合経営(Verbundbetriebe)とする。土地利用方式分類では検出が困難であった専門経営は作物・畜産の両方でより明確に把握されることとなった。

第4段階(経営タイプ Betriebstypen)——第3段階で得られた専門経営、複合経営のそれを、さらにその内部でより支配的な経営部門(Betriebszweig)を基準として最小の区分をおこなう。たとえば、交易作物経営は集約作物経営と粗放作物経営の2部門に、交易作物複合経営は交易作物・飼料経営、交易作物・養畜経営、交易作物・永年作物経営の3部門に区分するといったごとくである。

かくして、新経営分類は従来の土地利用方式分類が14部門で把握していた経営を、農業で25経営タイプ、園芸で9経営タイプ、林業で1経営タイプ、結合経営で6経営タイプ、結合複合経営で1経営タイプ、合計42経営タイプに区分する。きわめて細分化した区分が導入されることになったわけである。このような経営分類の細分化は、それ自体としては複雑で、分析にあたっては一定の簡略化を必要とするであろうが、農業の地域的・部門別専門化過程をより的確に把握することを可能にするのであるまい。

#### 4. 新しい経営規模階層区分指標(所得規模)の導入

西ドイツ農業統計における経営規模階層区分の指標は、農用地面積・経営面積など土地面積にかぎられていた。このことが、経営の集約度の格差が拡大しているにもかかわらず、同一土地面積規模の経営は同一階層に包括されざるをえないという問題をもたらしてきたのである。

1971年センサス結果集計においては、階層区分指標として「所得規模」(Einkommensgröße)が新たに導入された。

所得をいかなる水準でつかむかということ自体も問題にはなりうるが、ここでは「経営所得」(Betriebseinkommen)すなわち粗収益(物的経費+経営租税)を基準としている。ところが、所得額を記帳している経営は少なく、かつ個々の生産部門に所得を分離することは困難である。さきの「標準費用補償額」と同じく、「経営所得」を算出するにも、やはり農業簿記調査結果が参考にされ、査定(Tax)がおこなわれざるをえない。かくして得られる経営所得は「平均的にありうべき経営所得」として、実際の経営所得とは区別され「経営所得(T=査定)」とよばれている。

経営所得(T)の算出方法は下のとおりである。

「標準費用補償額」総計	-	個々の作物・畜種に分割できない固定費・共通費 <sup>17)</sup> (建物・機械減価償却、一般租税・保険)
+	その他収入 <sup>18)</sup> (補助金)	
+	その他の経営部門とはかわりのない所得 <sup>19)</sup> (狩猟・漁業地代、雇用労賃収入、機械賃貸収入)	

現実の経営計算では経費として支出されているにちがいない雇用労賃・借地地代・債務利子などが控除されていないことにまず注意が必要である。「標準費用補償額」計算において地域格差がある程度反映されており、したがって経営所得(T)にも地域的特徴はそれなりに反映しうるが、経営間に存在する諸条件の差異は捨象されている。また、すでにみたとおり「標準費用補償額」が1971年センサス結果では低く評価されたから、この経営所得(T)も実際に個々の経営で得られた経営所得よりも低い見積りとなっている。

### おわりに

1971年農業センサス結果そのものの分析は以上でみてきた新しい集計方法をふまえてなされなければならない。詳細な検討は別稿にゆずるが、おわりに新経営分類による農業経営数について概観しておく。(前掲第2図参照)

経営総数115.3万経営のうち、分類不能経営1.4万経営(総数の1.2%)をのぞいた113.9万経営は農業(領域)99.7万経営(総数の86.4%), 園芸2.2万経営、林業9.4万経営、結合経営2.6万経営、結合複合経営0.01万経営に分類されている。農業に検討を限定するために、園芸についてさきにふれておきたい。

園芸にふくまれるのは、園芸部門の「標準費用補償額」が総額の75%以上という園芸部門への特化がきわめて顕著な経営である。それだけに園芸経営に分類されている経営は2.2万経営——西ドイツ総経営数の1.9%にすぎない。しかも園芸経営の特徴は、園芸混合経営が園芸経営総数の0.7%(148経営)にすぎないことにみられるように、野菜、花卉、樹苗のいずれかの部門への専門化が本格的に進んでいることである。

農業(領域)99.7万経営はどうか。経営数で最大の経営様式は飼料経営である。これは農業経営総数の45.4%をしめる。次いで交易作物経営の23.1万経営(23.1%), 農業混合経営の21.4万経営(21.5%)である。園芸に比較すれば、混合経営の比率が高い——複合度が依然高い経営の存続——ことがわかる。

交易作物経営……専門経営が9.6万経営(この経営様式総数の41.9%)。このうちパレイショ・甜菜などの比率が高い集約作物経営は3.0万経営(専門経営の1/3), 穀物などの比率が高い粗放作物経営は6.7経営(同じく2/3)である。交易作物を主幹部門とする複合経営が13.4万経営あり、とくに飼料作との複合経営(畜産なかんずく乳牛・肉牛との複合)が8.5万経営と過半数をしめている。

飼料経営……飼料経営においては複合経営なかんずく交易作物との複合経営が29.4万経営(65.1%)にのぼる。複合経営が合計32.1万経営(70.9%)をしめていることは、酪農や肉牛部門への専門化よりも、その他部分(とくに穀物、パレイショ、甜菜など)との複合経営形態が依然として支配的であるようにみえる。しかし、酪農(専門)経営、肉牛(専門)経営——「標準費用補償額」比率75%以上——がそれぞれ11.3万、1.9万経営にのぼり、農業領域全経営の13.2%をしめてい

ることは無視できない。しかもこれに規模階層視点を導入すれば様相は大いに異なったものとなる。

飼料経営が全農業経営の半数におよぶこと、かつ交易作物との複合経営の比重が高いこと、その基礎上での専門化——これらは、西ドイツ農業経営構造分析における酪農・肉牛部門の位置・今後の展望を重要な分析課題としていることをしめしている。

養畜経営……3.6万経営を数える養畜経営は全農業経営の3.6%と比率では小さい。養豚(専門)経営0.8万、養鶏(専門)経営0.8万経営が、西ドイツ農業経営のなかでいかなる特異性をしめしているか。これも当面の分析課題である。

永年作物経営……6.3万経営(全農業経営の6.4%)で、養畜経営に次いで絶対数の小さな経営形態である。永年作物経営においては、単一経営部門への専門化傾向が顕著である。4.6万経営(73.1%)は専門経営であって、とくにブドウ経営が3.6万経営と圧倒的な数をしめている。

農業混合経営……飼料作の比率が相対的に高い飼料混合経営が半ばをしめる。

新経営分類によるかかる経営数の実態は、ひきつづき階層的分析によって検討され、西ドイツ農業の資本主義的進化の地域的構造的分析を必要としている。

#### (注)

- 1) 「生産額4,000マルク以上(年間)経営」はそれに相当する生産単位(Erzeugungseinheiten)によって間接的に確定される。生産単位をいくつかしめすと、乳牛3頭、肥育豚(8週間以上)8頭、繁殖用雌豚5頭、採卵鶏120羽、ブロイラー400羽、ブドウ30a、果実50a、野菜(露地)30a、花卉(露地)10aなどである。1966/67年E E C農業構造調査における「例外規定」は生産額1,000マルク以上であった。*Wirtschaft und Statistik* 1971. 5, S. 278. 参照。
- 2) 階層区分指標として農用地(LN)は1969年まで使用されてきた。
- 3) H. Haßkamp はいわゆる社会的休閑(耕作放棄)を基本的には工業地帯に近接したライン河沿岸地帯をはじめとする地域での小規模零細経営の兼業化・脱農と結合した問題として把握している。  
H. Haßkamp, „Methode und Ergebnisse der Grunderhebung von Mai 1971“, *Wirtschaft und Statistik* 1972. 1, S. 14.
- センサス結果によると、全国の農用地(非作付地)は24.5万haにのぼる。絶対数ではラインラント・ファルツ、バーデン・ヴュルテンベルク、バイエルンなどの諸州が4~5万haで最も大きい。農用地(作付地)に対する比率では全国で1.8%にとどまっているが、ラインラント・ファルツ州で5.4%, ザールラントでは10.0%と相当に耕作放棄が進んでいる。*Wirtschaft und Statistik* 1972. 1, 付表 S. 12. 参照。
- 4) 熊代幸雄『比較農法論』、御茶の水書房、1969年、68ページ。
- 5) 同上、71ページ。  
なお熊代教授は、農法論のなかでこの土地利用方式にもとづく経営区分のもつ意義を検討されており、西ドイツ連邦食糧農林省の方式についても、その方式作成過程(「ブッシュ=ロルフェス方式」からの簡略化), 土地利用方式による農業経営型の分析をおこなっている。「しかし経営のもう一つの生産方向、部門たる生産物利用=用畜飼養=加工利用は、別に有効な基準を補完して捉える必要がある(例えば家畜密度、大家畜当たり粗飼料面積、家畜構成、畜産および加工品をふくめた10a当たり値など)。」とこの土地利用方式分類の欠陥についても指摘されていることを注記しておきたい。
- 6) 養豚・養鶏部門が大規模かつ購入飼料によって経営されるようになったのは50年代なかば以降のこととされている。

G. Dennukat, H. Haßkamp, „Klassifizierung der land- und forstwirtschaftlichen Betriebe und deren Betriebseinkommen,“ *Wirtschaft und Statistik* 1973 4, S. 211 参照。

- 7) Standarddeckungsbeitrag は、その定義 „Bruttolleistung der einzelnen Betriebszweige abzuglich der variablen Spezialkosten“ からすれば「標準収益額」としてもよからうが、本稿では原語を生かして「標準費用補償額」としておきたい。新しい経営分類方式(Neue Betriebssystematik)は、作物・畜種別「標準費用補償額」の全生産部門「標準費用補償額」合計に対する比率を指標としておこなわれる。*Landwirtschaftszählung 1971, Heft 5, Betriebsklassifizierung und Betriebseinkommen, Verlag W. Kohlhammer, 1973, S. 7.* 以下参照。
- 8) 郡(Kreis)を生産量に応じて3段階に区分するに際して、西ドイツ全国の総作付面積(各作物について)のうち40%が平均、各30%が「平均以下」・「平均以上」となるように評価がなされている。乳牛搾乳量についてもこの基準が適用されている。*Landwirtschaftszählung 1971, Heft 5, S. 16.*
- 9) ブドウ作は1965—69年の収穫量と価格の平均による。林業は1961年林業調査で確定された木材の成長差による。園芸は3段階区分がなされず、すべて平均的な産出額とされる。園芸のはあい、産出額の地域格差よりも、経営間格差の方が大きいからであるとされている。Ebenda, S. 16.
- 10) 経営部門別生産量の地域格差の査定は下表の「標準」によっておこなわれた。

経営部門	平均以下	平均	平均以上
	生産量水準		
1967—69年 平均生産量 (100 kg/ha)			
小麦・スペルト小麦	~39	39~44	44~
ライ麦	~31	31~35	35~
冬大麦	~40	40~44	44~
バレイショ	~275	275~305	350~
甜菜	~420	420~500	500~
1970年 平均搾乳量 (1 kg/1頭)			
牛乳	~3,450	3,450~4,050	4,050~
1967/68~69/70年 平均生産者価格 (マルク/kg, 個)			
肉牛	~2.82	2.82~2.98	2.98~
肉豚	~2.42	2.42~2.58	2.58~
卵	~0.16	0.16~0.18	0.18~
1967—69年 平均粗産出額 (マルク/ha)			
野菜(露地)	~2,100	2,100~2,750	2,750~
ブドウ	~10,600	10,600~13,600	13,600~
果実	~4,100	4,100~5,100	5,100~
林業	~230	230~265	265~

(出所) *Landwirtschaftszählung 1971, Heft 5, S. 16*

- 11) 購入肥料についても、ヘクタール当たり生産量の郡別格差に応じて3段階に区分される。Ebenda S. 34.
- 12) 変動機械費には電力等エネルギー費、水道費(畜舎洗浄用など)が主にふくまれる。
- 13) 濃厚飼料は、乳牛、養鶏についてのみ生産量の郡別格差に応じて3段階に区分される。
- 14) G. Dennukat, H. Haßkamp, a. a. O., S. 216. 参照。
- 15) 土地利用方式分類においても、園芸(野菜・花卉・果樹・樹苗・採種)部門の販売額が総販売額の70—100

%にたつする場合には、園芸部門 (Gartenbau) として、本来の農業部門とは別個に集計されていた。

*Statistisches Jahrbuch über Ernährung Landwirtschaft und Forsten*, 1972, S. 83, 以下参照。

- 16) 林業については経営形態区分がおこなわれない。林地を樹種別に区分することは71年センサスではじめておこなわれたが、「標準費用補償額」を樹種別に計算できないためである。

*Landwirtschaftszählung 1971*, Heft 5, S. 11.

- 17) 固定費・共通費は経営形態別・規模別(標準費用補償額別)に基準がきめられている。たとえば交易作物経営では、標準費用補償額が10,000マルク以下の経営は標準費用補償額1,000マルク当たり490マルク, 10,000～20,000マルク経営420マルク, 20,000～30,000マルク経営370マルク, 30,000～50,000マルク経営325マルク, 50,000マルク以上経営320マルクである。Ebenda, S. 36.

- 18) 補助金等の収入については下記のごとき算出方法がとられている。

1. 「価格差補給金 (Aufwertungsausgleich)」は作物ごとのヘクタール当たり定額の補助金。

甜菜・バレイショは109.50マルク/ha, 果樹・野菜182.50マルク/ha,

2. 「支払援助」(Liquiditätshilfe)は、経営あたり100マルクと、うえの価格差補給金総額の23%の合計額。Ebenba, S. 35.

- 19) 経営部門とはかわりのない所得として、農用地 (LF) 1 ha 当り40マルクが一律に加算される。

Ebenda, S. 35.

(1974. 7. 21)